

## 神戸市電子図書館サービス調達・運用業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1 案件名称

神戸市電子図書館サービス調達・運用業務委託

### 2 業務内容に関する事項

#### (1) 事業目的と概要

約2年間の電子図書館サービスの試行実施を経て、電子図書館サービスを本格導入し、「With コロナ」の時代における非来館型サービスを展開する。また、令和元年6月施行の「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律（読書バリアフリー法）の趣旨に沿い、文字拡大や日本語読み上げ機能、オーディオブック等の音声資料など、電子書籍特有の機能による新しいサービスを展開する。

#### (2) 事業内容（別紙1「仕様書」のとおり）

- ア 電子図書館システムの導入と維持管理
- イ 電子書籍の提供
- ウ 地域資料等独自資料のシステム登録及び支援
- エ 利用促進に係る支援
- オ その他の電子図書館事業の目的達成に必要な業務

#### (3) 事業規模（契約上限額、消費税含む）

システム導入費と運用保守費として、金 1,600 千円（運用保守は5か月分を想定）  
※電子書籍のライセンス料は、別途 100 万円程度を予定

#### (4) 契約期間

契約締結の日～令和3年3月31日

#### (5) 履行場所

神戸市立中央図書館

### 3 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

#### (2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

#### (3) 契約書案

別紙2（頭書及び委託契約約款）参照

#### (4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (4) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条」に該当しないこと
- (5) 「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく除外措置を受けていないこと
- (6) 租税公課を滞納していないこと
- (7) 過去に他自治体や独立行政法人において電子図書館サービス業務の受注実績があること

## 5 スケジュール

- |                          |                     |
|--------------------------|---------------------|
| (1) 公募開始                 | 令和 2 年 9 月 11 日（金）  |
| (2) 質問受付締切               | 10 月 13 日（火）        |
| (3) 質問に対する回答             | 10 月 20 日（火）        |
| (4) 参加申請関係書類及び企画提案書の提出期限 | 10 月 27 日（火）        |
| (5) プレゼンテーション            | 11 月 4 日～6 日の間の 1 日 |
| (6) 選定結果通知               | 11 月 10 日（火）        |
| (7) 契約締結・事業開始            | 令和 2 年 11 月中旬       |
| (8) 事業完了                 | 令和 3 年 3 月 31 日（水）  |

## 6 応募手続き等に関する事項

- (1) 質問の受付
  - ア 受付期間 令和 2 年 9 月 11 日（金）から令和 2 年 10 月 13 日（火）17 時まで
  - イ 提出方法 別紙 3「質問書（様式 1）」に記載し、中央図書館総務課まで持参または E メールに添付（pdf）  
宛先：mado\_library@office.city.kobe.lg.jp  
表題：【電子図書館プロポーザル】質問票\_\_企業名
  - ウ 回答参加者全者に対して、令和 2 年 10 月 20 日（火）に E メールにより回答する。
- (2) 参加申込
  - ア 受付期間 令和 2 年 9 月 11 日（金）から令和 2 年 10 月 27 日（火）17 時まで
  - イ 提出方法 別紙 4「参加申込書（様式 2）」を中央図書館総務課まで郵送または持参すること。企画提案書の提出と同時でも可。
  - ウ 神戸市入札参加資格の登録に準じた書類の提出  
令和元年度、2 年度神戸市入札参加資格の無いものは、以下の書類を提出すること
    - ① 法人登記簿謄本
    - ② 納税証明書（国税及び地方税）
    - ③ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に係る誓約書
- (3) 企画提案書の提出
  - ア 企画提案書は A4 版とし、様式は指定が無い限り自由とする。
  - イ 企画提案書の必須記載項目は以下のとおりとする。
    - ① 会社概要及び電子図書館導入実績  
平成 27 年 4 月以降における地方公共団体や独立行政法人への電子図書館システムの導入実績を記載のこと（最大 10 案件まで）

- ② 本業務の実施体制
- ③ 本業務に対する考え方、取組方針
- ④ 提案システムの特徴、セールスポイントについて
- ⑤ 読書支援機能について
  - (※電子書籍の種類(=形式)ごとの読書支援機能を記述し、それぞれ提供可能なおよその冊数を記載すること)
- ⑥ 主な帳票一覧(名称と用途)を示すこと
- ⑦ 導入スケジュール
- ⑧ セキュリティ対策について
  - (※体制、情報セキュリティマネジメントに関する認証、データの所在・適用法と裁判管轄、サービスレベル、ログ取得、脆弱性対策、データ消去について、それぞれ記入)
- ⑨ 運用開始後のサポート体制について
- ⑩ 動作監視体制、障害時対応、障害復旧体制等について
- ⑪ 職員研修について
- ⑫ 利用促進事業支援について

#### ウ 見積と積算根拠

- ・業務見積書(任意様式)を添付すること
- ・見積は、イニシャルコストとランニングコストを分けること。電子書籍のライセンス料は含めない。

#### エ 提出部数等

(ア) 提出部数 正本1部, 副本6部

(イ) 書体体裁

- ・提案書は、項目ごとに図面等含めて合計20ページ以内で簡素に記載するものとする。業務見積書はページ数に含まない。
- ・タイトルは「神戸市電子図書館サービス業務企画提案書」, 提出年月日, 会社名・代表者名を記載する

オ 受付期間 令和2年10月20日(火)から10月27日(火)午後5時まで  
※持参の場合休館日を除く

カ 提出方法 中央図書館総務課まで、郵送または持参により提出すること。

## 7 選定に関する事項

### (1) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、神戸市電子図書館サービス業務委託選定委員会が行い、その結果を踏まえて市が総合判断し、優先交渉権者を選定する。優先交渉権者との協定が整えば、市と優先交渉権者が契約を締結する。

イ 選定委員は、「7(2)審査基準」に沿って企画提案書及びプレゼンテーションの審査を行う。

#### ウ プレゼンテーション

(ア) 実施日時 令和2年11月4日(水)～6日(金)の間の1日

(イ) 実施場所 神戸市立中央図書館 研究室

(ウ) 実施内容 企画提案内容の説明, 質疑応答

- ・説明方法, 企画提案書をもとにプレゼンテーション及びデモンストレーションを行うこと。

- ・説明時間 20分以内, 質疑応答 10分程度

(エ) その他

- ・前記4による参加申込者(資格を有する者)が1者しかいない場合でも

実施する。

- ・説明に必要なプロジェクター及びスクリーンは市側が用意するが、その他必要な機器は提案者が持参すること。

エ 得点の総計が最も高い提案をした者を最優秀者提案として選定する。評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、審査項目のシステムの特徴の得点が高い方とする。それも同点の場合はくじ引きにより決定する。

オ 評点が6割を最低条件として選定の可否を決定する。

カ 電子書籍ライセンス費用については、評価対象外とする。

## (2) 審査基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。各評価項目につき、「A～C」の3段階で評価する。次にその評価に対応する係数を各評価項目の配点に乗じて、小数点第2位まで求める。委員全員の合計点を5で除して、小数点第2位まで求める。

区分	評価項目	評価の視点	配点
1. 会社概要	体裁及び会社の概要	・会社の概要が明確に記載されているか。	2 点
2. 組織及び 従事予定者の 経験・能力	業務等の実績	・他の自治体において電子図書館導入業務をどの程度実施しているか。	10 点
	業務実施体制及び従事予定者の経験・能力	・本業務を円滑に遂行できる人員をどの程度確保しているか。 ・業務遂行のための十分な経験があるか。	6 点
	システムの特徴・セールスポイント	・提案システム及び導入方式の基本的な考え方と、取組方針について記載されているか。 ・読書に障害がある人への支援機能は、業務の目的に適合しているか。 ・帳票機能は業務遂行にあたり十分なものか。	21 点
	導入スケジュール	・作業計画が効率的であるか。 ・市側の作業負担軽減について考慮されているか。	10 点
	セキュリティ対策及び運用維持管理等	・セキュリティ対策について妥当な内容か。 ・運用開始後のサポート体制について妥当な内容か。 ・システム障害時の対応について妥当な内容か。 ・システムに関する職員研修について妥当な内容か。	12 点
	利用促進事業支援	・利用促進支援について、具体的で実現可能な支援方法が提案されているか。	14 点
3. 電子書籍の内容	電子書籍の充実度ライセンス内容	・本市の業務目的にかなう電子書籍図書を多数確保しているか。 ・今後の電子書籍の充実への取り組みについて提案はあるか。	20 点
4. 費用	本業務に係る費用	・提案限度額以内の額か。	5 点
合 計			100

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、本市ホームページに掲載する。

## 8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成・提出、プレゼンテーション等に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例第10条に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者のプロポーザル参加は無効とする。
- キ 契約金額は、優先交渉権者が提案書で示した本業務に係る費用の合計金額とする。ただし、双方協議の上、提案のあった企画内容等を見直した場合はこの限りでない。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-0017 神戸市中央区楠町7丁目2-1

神戸市文化スポーツ局中央図書館総務課（電話番号 078-371-3301）